

平成27年3月18日
平成26年度対インド草の根無償資金協力
贈与契約署名式

プレスリリース

平成27年3月18日

平成27年3月18日、当館において、平成26年度対インド草の根無償資金協力4件の贈与契約署名式を実施しました。本件署名式では、八木毅駐インド日本国大使と、各被供与団体の代表が、贈与契約に署名を行いました。

草の根無償資金協力は、開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関、並びに途上国において活動している国際及びローカル NGO（非政府団体）等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、在外公館が中心となって資金協力を行うもので、今回署名される4案件の総額は、約34.9万米ドルです。

各案件の概要は次のとおりです。

1. 「デリー準州における知的障害者のための職業訓練所拡大計画」（被供与団体：タマナ）

本件事業は、デリー準州ニューデリー市バサント・ビハール地区において、職業訓練施設として、教室2部屋とベーカリー教室1棟を建設するもので、供与額は、約8.2万米ドルです。

インドでは、障害者の教育や職業訓練、雇用の機会は未だ限定的であり、障害者の社会的・経済的な自立が困難な状況にあります。

被供与団体「タマナ（Tamana）」は、1984年に設立された非営利団体で、デリー準州ニューデリー市内バサント・ビハール地区において、知的障害児のための学校、自閉症児のための学校、知的障害者のための職業訓練校の計3校を運営しており、障害の種類や程度、年齢に応じた特殊教育及び職業訓練を提供しています。

被供与団体が運営している知的障害者のための職業訓練校では、入学希望や職業訓練のニーズが年々増加していますが、現在の施設では、スペースの不足により、これ以上の学生の受け入れが不可能になっています。

本件事業を通じ、職業訓練施設として、教室2部屋の増築と、ベーカリー教室1棟の建て替えを行うことで、知的障害者に対する職業訓練機会の拡大と、それを通じた障害者の社会的・経済的自立促進が可能となります。



八木大使（左）とシャヤマ・チヨナ タマナ代表（右）

2. 「ウッタルプラデシュ州アグラ県における貧困層を対象とした外来診療棟建設計画」（被供与団体：アッシジ修道女による聖ヨセフ診療所）

本件事業は、ウッタルプラデシュ州アグラ県において、貧困層を対象とした外来診療棟1棟を建設するもので、供与額は約9.9万米ドルです。

本件事業の対象地域であるアグラ市内のスラムや近郊の貧しい農村地域では、栄養状態や衛生環境が悪く、住民は様々な疾病にかかるリスクが高い一方で、医療機関の診察料や治療費が非常に高額であるために、貧困層の患者が適切な診察や治療を受けられる機会が非常に限られています。

被供与団体「アッシジ修道女による聖ヨセフ診療所（Assissi Sister's St. Joseph's Dispensary）」は、1985年に設立された非営利団体で、1995年からアグラ市内において、周辺のスラムや近郊の貧しい農村住民など貧困層を対象とした診療所を運営しています。同診療所では、1日約120人の貧困層患者に対して診療を行っていますが、既存の施設のみでは、増加する診療ニーズに対応できなくなっています。

本件事業により、新たな外来診療施設を建設することで、診療可能な外来患者数が増加し、より多くの貧困層患者に適切な診療を提供することが可能になります。



八木大使（左）とスーシー・メアリー アッシジ修道女による聖ヨセフ診療所アドミニストレーター（右）

3. 「ウッタルプラデシュ州アムロハ県における身寄りのないデリーの高齢者のためのシェルター建設計画」（被供与団体：教育と孤児のための聖ハルダヤル福祉協会）

本件事業は、ウッタルプラデシュ州アムロハ県において、身寄りのない高齢者を保護するためのシェルター1棟を建設するもので、供与額は約9.6万米ドルです。

デリーでは、デリー市内やインド各地の高齢者が、経済的理由等によって家族から見捨てられる事例が発生しています。こうした高齢者の多くは、加齢に伴う認知症や身体的不自由等を抱えており、必要な医療ケアや介護等も受けられないまま、行き場や収入の手立てもなく、路上等で劣悪な生活を余儀なくされています。

被供与団体「教育と孤児のための聖ハルダヤル福祉協会（Saint Hardyal Education and Orphans Welfare Society）」は、1994年に設立された非営利団体で、デリー市内及びウッタルプラデシュ州アムロハ県においてシェルターを運営し、身寄りのない高齢者を路上から保護する活動を行っています。一方で、現有のシェルターでは、支援を必要とする高齢者の数が年々増加しており、現在の施設のみでは、これ以上の高齢者を受け入れることができなくなっています。

本件事業により、被供与団体が現在運営しているアムロハ県のシェルターと同じ敷地内に、新たなシェルター1棟を建設することで、より多くの高齢者を保護することが可能になり、また、保護された高齢者に対して、適切な生活環境及び医療・介護等を提供することが可能になります。



八木大使（左）とサウラブ・バガット 教育と孤児のための聖ハルダヤル福祉協会理事（右）

4. 「ミゾラム州コラシブ県カムラン村における簡易診療所整備計画」（被供与団体：貧困救済活動基金）

本件事業は、ミゾラム州コラシブ県において、住民に基礎的な医療サービスを提供するための簡易診療所1棟を建設するもので、供与額は約7.2万米ドルです。

本件事業の対象地域は、州都アイゾール市から約50キロ離れた地域で、約3千人が生活していますが、最寄りの医療機関からは22キロ離れており、公共交通機関の整備も遅れているため、保健医療が行き届いていません。

被供与団体「貧困救済活動基金（Mission Foundation Movement）」は、2002年に設立された非営利団体で、失業問題の改善を目的とした職業訓練の実施や、医療環境の改善に取り組んでおり、アイゾール市内で看護学校を運営しているほか、遠隔地での地域診療クリニックを実施しています。また、2013年からは、本件サイトで仮診療所の運営を開始し、毎日無料で診療を行っています。

しかし、現在の仮診療所の建物は、医療施設としての基本的インフラが不足していることから、必要な医療サービスを十分に提供できていません。

本件事業により、新たに簡易診療所を建設することで、同地域住民に基礎的な医療サービスを提供できるようになり、また、乳幼児死亡や妊婦死亡の減少や、マラリアの予防及び感染患者への適切な診療が期待されます。



八木大使（左）とラルラムチュアンゼラ 貧困救済活動基金コーディネーター（右）

今回の草の根無償により，対象地域の人々の生活が向上されるとともに，日本とインドの友好・協力関係が更に強化されることが期待されます。

（了）